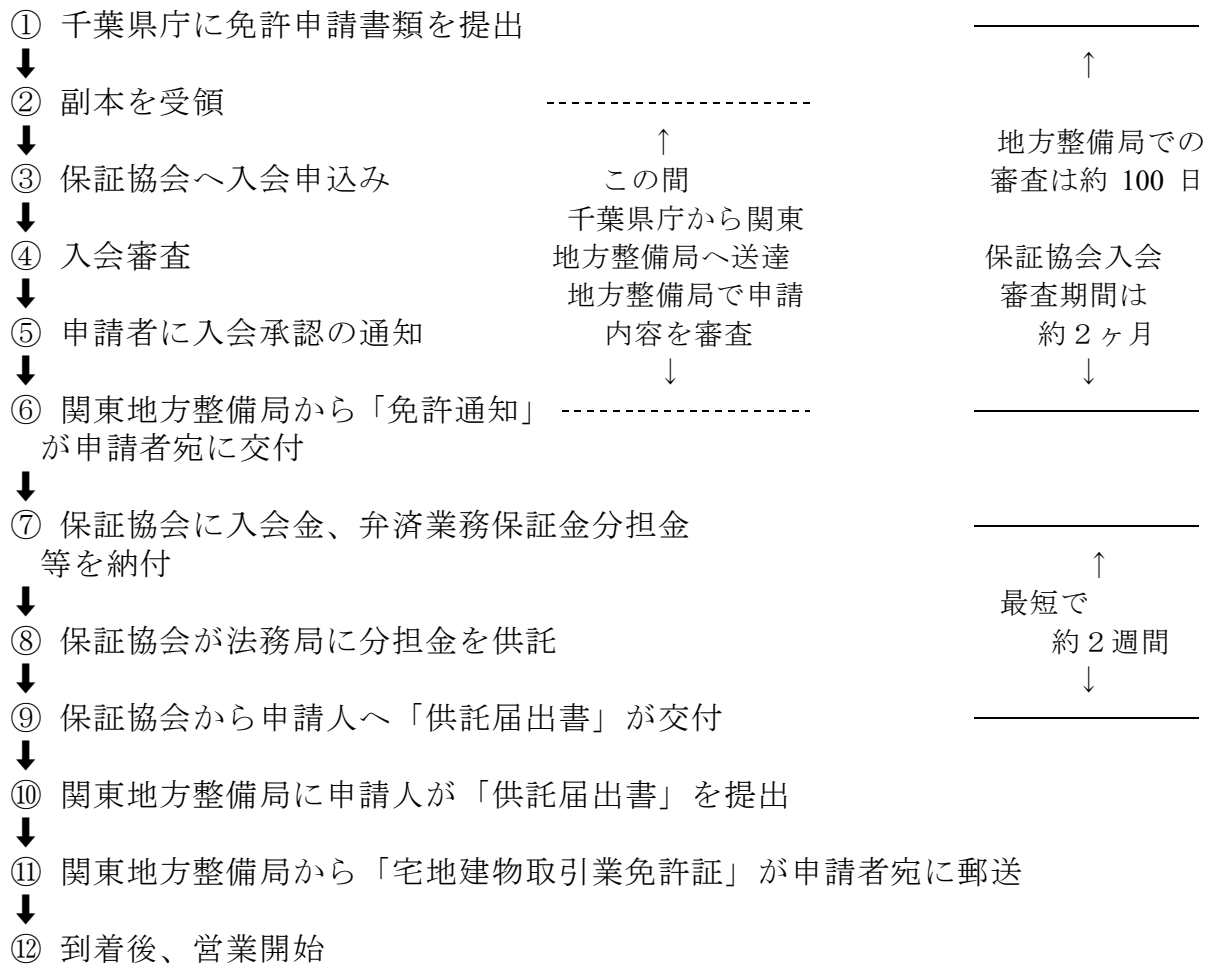


【国土交通大臣免許：営業保証金は保証協会加入の場合】



《 注 意 点 》

- i. ⑥の「免許通知」時点で、宅建業を営業することはできません。この時点で営業した場合は、宅建業法違反で処罰されます
- ii. ⑥の「免許通知」から、3ヶ月以内に⑩の「届出書提出」を行って下さい。
3ヶ月を超えますと、免許取り消しとなる可能性があります。よって、弁済業務保証金分担金などを速やかに保証協会へ納付して下さい。
- iii. 営業開始後、速やかに次の手続きを行って下さい。
 - a. 「報酬額表」、「宅地建物取引業者票」を事務所毎に見やすい場所に必ず掲示して下さい。
これらは、加入した宅建協会、全日本不動産協会から渡されます。
「業者票」は空欄となっていますので、「免許申請書」や「宅建業免許証」の内容をもとに、必要事項をご自身で記載して下さい。
 - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先変更届を提出して下さい。
この手続きは、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。